

3分で分かる 相続対策のキモ（肝） ～その24～

遺言書が残されていた場合に期待される効果 その10（生命保険金の受取人変更）

● 遺言書による生命保険金の受取人変更

民法では、遺言事項は法定事項であり、保険金受取人の変更は、民法上遺言事項として明記されていません。

しかし、保険法は、高齢化社会においては遺言の重要性が増すこと、および生命保険がより有効に機能する必要性があることに鑑み、保険契約者の意思を尊重し保険契約者の多様なニーズに応えることができるようにするという趣旨から、遺言による保険金受取人の変更を認める規律を設けています（保険法44）。

なお、この規定については、保険法の施行日（平成22年4月1日）以後に締結された保険契約について適用するとされています（保険法附則2）。

この規定は、任意規定とされ、保険会社は保険約款において、遺言によって保険金受取人を変更することはできないとすることができます。

また、保険金受取人を一定の者の範囲に限定するとした約定も有効です。

しかし、多くの保険会社では、約款などで特段の規定を設けていませんので、遺言で内縁の妻を死亡保険金の受取人に変更することができます。

なお、死亡保険契約について保険金受取人を変更する場合には、被保険者の同意が必要となります。

そこで、内縁の妻を死亡保険金の受取人とする方法として、まず、保険契約者と被保険者を内縁の夫、死亡保険金の受取人を保険契約者（内縁の夫）の二親等内の血族とする保険契約を締結します。そして、その死亡保険金の受取人を内縁の妻へ遺言で変更するようにします。

この方法によれば、保険契約者＝被保険者であることから、死亡保険金の受取人変更に当たり被保険者の同意（保険法38・45）は不要で、通常は死亡保険金の受取人になれない公益法人を受取人とすることもできます。

そうすれば、自身のお金を死亡後に公益の役に立てたいと願う場合にも応用することができます。

なお、遺言による保険金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人がその旨を保険会社に通知しなければ、これをもって保険会社に對抗することができない（保険法44②）としています。保険契約者の相続人が複数いる場合でも、保険会社への通知は、相続人全員とする必要はなく、相続人の1人がすればよいとされています。また、遺言書の作成に当たって、遺言執行者を定めておけば、遺言執行者は相続人の代理人とみなされることから、保険会社に保険金受取人の変更を遺言執行者が通知するよう遺言書に明記しておけば良いでしょう。

（文責：山本和義）